

令和5年2月6日

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について

関東経済産業局長から、ENEOS グローブエナジー株式会社（法人番号4010001108754）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第30条第1項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可申請に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20230131 関 東 2 号
令 和 5 年 2 月 6 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について（回答）

令和5年1月26日付け 20230112 関東第56号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。